

平成 26 年 10 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 26 年 10 月 24 日（金曜日）

平成26年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年10月24日（金曜日） 午前10時～午前10時40分

2 開催場所 南大隅町本庁大会議室

3 (1) 出席委員（17人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年10月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は17名です。14番、武田委員が欠席の届けがありました。
よって18名中17名の出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、7番の半田委員と8番の瀬崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申
請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第10号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申
請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第10号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 申請地につきまして、根占川北字土手之前〇〇〇〇番〇は、〇〇〇〇〇〇から南側へ
500m程行った川の堤防の近くにあり、現地は稲刈り後のきれいな圃場でありました。
調査の状況につきましては、別表にまとめてだしてありますが、補足して申し上げますが、姉が譲受人、弟が譲渡人ということで、姉弟による所有権移転でございます。譲
受人は辺田の苜地区に居住しておりまして、米・スナック・じゃがいも等を作付してお
りますが、資料にもありますように譲受人が72歳、夫が73歳ということで、高齢と
いうことで、申請地が川北になりますので、農機具の移動も容易ではないということ
で、現在はたばこ農家の方が利用しております。圃場はたばこ飼料米ということで、圃場
管理も徹底しておりまして、農地を効率的に利用できるものと考えます。譲受人の下
限面積も超えておりまして、問題はないと考えます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第10号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをご覧くださいと思います。

(議案第10号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6番： 譲受人と譲渡人は夫婦関係でありまして、所有権移転の関係であります。字永山、畑は現在親戚の方が農地として耕作されております。字永山、田は大中尾辺塚間の県道より200m程離れた澤沿いにあります。調査の意見としまして、下限面積も問題なく夫婦間での所有権移転ですので何も問題ないと思われま。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 夫婦間の所有権移転というのは、あまり聞いたことがないのですが、何か理由があるのですか。

事務局： 登記簿上の名義変更になりますので、現在旦那さんの名義の農地を奥さんの名義に変えるということです、この手続きは必要になります。この件は、旦那さんが病気で、失礼ですが本来は旦那さんがお亡くなりになってからの相続で良いのですが、相続ではなく生前中に移転をしたいということでございます。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： それでは、次に議案第11号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、9ページの議案第11号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第11号 受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 10月20日に現地調査を行いました。現地の状況ですが、場所は横別府の出口集落です。出口集落の西側に〇〇〇〇〇があります。説明がありましたように事務所の西側が申請の場所です。周りは全て〇〇〇〇〇の敷地で囲まれております。北側と西側はびわの木があります。東側は農場を隔ててビニールハウスが建てられております。ハウスはびわ等の乾燥をされておりました。調査の意見ですが、〇〇〇〇〇の研修所が予定されているということで、申請地は事務所とも近く集落接続施設として許可できる場合に該当すると思われまます。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： 参考までに聞きたいのですが、〇〇〇〇〇の事務所は15ページの字図でいけば、どこになりますか。

事務局： 15ページの字図でいきますと、〇〇〇番〇の端に事務所が〇〇〇番〇に工場が建っております。間の〇〇〇番が農地のままとということで、ここに1筆あるだけで既存施設の拡張にならないという県の回答でございます。

18番： 18番、竹之内です。

議 長： 18番、竹之内委員。

18番： 町内では大事な企業の一つですが、従業員も結構使っていらっしゃいます。〇〇〇〇万円かけて事務所を造られるということですが、町の補助があっても良いと思いますが、補助金申請はなかったのでしょうか。

事務局： 補助金申請は聞いておりませんが、資金調達計画が融資のみ記載してありますので、補助金はないようです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第11号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第12号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、18ページの議案第12号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第12号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第12号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第12号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： それでは、以上をもちまして、平成26年10月南大隅町農業委員会定例会総会を閉
会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員